令和４年度

脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業

（うち、①化石由来プラスチックを代替する省CO2型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化実証事業及び②プラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省CO2化実証事業）

公募要領

令和４年８月

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

１．事業の目的

環境省は、脱炭素社会構築に資する資源循環システム構築の加速化を図るため、従来型のプラスチック利用を段階的に改めることとし、化石資源由来のプラスチックについて再生可能なバイオマスプラスチックや紙などへの代替を推進しています。本事業は、化石資源由来のプラスチックの代替素材について、試作品の製作・評価などの手法により、製造工程及びリサイクル工程等の省CO2化を図るとともに、従来リサイクルが困難であった複合素材プラスチックに対するリサイクル技術・システムの高度化を図るなど、社会実装にむけた技術的課題を解決し、事業化に向けて必要な実証を行うものです。

令和４年度事業の実施主体については、下記のとおり募集しますので、応募に当たっては本要領を熟読していただくようお願いします。

２．実施対象事業

実施対象事業は、次の①または②のいずれかに該当する事業であること。

①化石由来プラスチックを代替する省CO2型バイオプラスチック等（再生可能資

源）への転換及び社会実装化実証事業

実施対象事業は、次の１）～４）のいずれにも該当し、化石資源由来のプラスチックの代替素材普及に対する技術的課題の解決に向けた実証的な取組であることとします。

１）特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）を踏まえ、国内のエネルギー起源CO2排出量の削減に資する事業であること。

２）次のa～bの手法により、化石資源由来のプラスチックの代替を促進する事業であること。

　a.化石資源由来のプラスチックについて、原料をバイオマスに切り替えたプラスチック、紙やセルロース等の再生可能資源素材に置き換える。

b.化石資源由来のプラスチックの成分について、原料をバイオマスに切り替えたプラスチック、紙やセルロース等の再生可能資源素材の割合を増加する。

３）代替素材の社会実装を図るにあたり想定される技術的な課題の解決に資する実証を行う事業であること。

４)実証終了後に代替素材をどのような用途で普及を図るかが明確である事

業であること。

②プラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省CO2化実証事業

実施対象事業は、次の１）～３）のいずれにも該当し、複合素材プラスチック等のリサイクル困難なプラスチックのリサイクル手法開発に対する技術的課題の解決に向けた実証的な取組であることとします。

１）特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）を踏まえ、国内のエネルギー起源CO2排出量の削減に資する事業であること。

２）現状ではリサイクル困難なプラスチック等をリサイクルするための技術的な課題を解決するための実証事業であること。

３）実証終了後に実証したリサイクルをどのように実施していくかが明確である事業であること。

３．公募対象者

本事業の公募対象者は、以下の（１）～（７）のいずれかに該当する事業者とします。また、複数の事業者による共同提案も可能です。ただし、共同提案の場合、原則として、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとします。

（１）民間企業

（２）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人

（３）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

（４）大学

（５）国立、または、独立行政法人と認められる研究開発機関

（６）地方公共団体の研究開発機関

（７）その他支出負担行為担当官環境再生・資源循環局長が適当と認める者

　　　　なお、委託費については、経理担当部局において管理等を行う必要があります。

４．事業費・予算・事業実施期間

（１）事業費の対象

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目に該当するものとします。下表に示した費目に該当しない経費で、委託業務に直接必要な経費を計上する必要がある場合は、環境省担当官との協議が必要となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 | | 内容 |
| 人件費 | | ・委託業務の人件費は、当該業務に直接従事する者（以下、「業務従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与を計上する。  ・仕様書等において算出方法等が指定されている場合にはそれによることとし、指定がされていない場合には、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」に規定する計算方法により算出するものとする。 |
| 業務費 | 旅費 | ・当該業務に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。  ・経費の算出に当たっては、仕様書等において「国家公務員の旅費等に関する法律」に準ずること等の指定がされている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。  ・出張が当該業務以外の業務と一連のものとなっており、当該業務以外の業務に係る経費が存在する場合は、当該業務に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、当該業務に係る経費のみを計上する。  ・受託者においては当該業務に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。 |
| 諸謝金 | ・当該業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等を計上する。  ・経費の算出に当たっては、仕様書等において謝金単価等が指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。 |
| 設備備品費 | ・備品の購入は原則認めない（備品は、取得価格が50,000円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう）。  ・事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。 |
| 消耗品費 | ・取得価格が50,000円未満の物品に係わる経費。  ・取得価格が50,000円以上の物品であっても、おおむね２年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。（試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等） |
| 印刷製本費 | ・当該業務に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。  ・計上する経費は業務委託期間中に使用した部数又は仕様書等により環境省に提出することを指定された部数のみとすること。 |
| 通信運搬費 | ・当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等）  ・通信運搬費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。 |
| 借料及び損料 | ・業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。  ・リース等により調達した物品は当該業務のみに使用することとし、（当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。）リース料等については、当該業務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。 |
| 光熱水費 | ・当該業務に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱  水費。  ・光熱水費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。 |
| 会議費 | ・当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。  ・会場の選定及び飲料等の購入に当たっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰になったりしないよう、出席者を確認し必要最小限度とすること。 |
| 雑役務費 | ・当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等）を計上する。  ・一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。 |
| 外注費 | ・当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。  ・再委託に当たっては事前に環境省の承諾を得る必要がある。  ・原則として受託費の内、共同事業費を除く経費の２分の１を超える額を計上することは認めない。 |
| 一般管理費 | | ・委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。  ・一般管理費率は、受託者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。ただし、受託者において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、環境省が定める率（15%） を使用することとし、その比率内の経費を算出する。  ・精算時においては、環境省が特別な理由があると認める場合を除き、契約締結時に使用した一般管理費率を増加して精算することはできない。 |
| 共同実施費 | | 委託業務を実施するにあたって受託者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して委託業務の一部を委託する経費。 |
| 消費税 | |  |

（２）予算

令和４年度三次公募については、採択事業の当該年度の事業費の合計が２億6,000万円程度となるよう、外部有識者から成る公募に係る評価審査委員会を経て決定されます。翌年度以降の継続事業については、それぞれ当該年度の予算の範囲内において、外部有識者から構成される評価審査委員会による中間評価を経て決定されます。

価格競争ではありませんが、可能な限り少ない予算で実施可能な計画の策定に努めてください。

（３）事業実施期間

原則として、２年度以内（各年度の事業実施期間については、翌年度に継続する事業は3月末日、最終年度は2月末日まで）とします。既に「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」で実施している事業の追加事業として応募する場合は、当該事業の事業実施期間内で応募してください。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の実証事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に外部有識者から構成される評価審査委員会による中間評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。

なお、複数年度の事業の実施は、上記委員会において事業継続が認められ、かつ各年度における本事業の予算が確保された場合に行われるものとなります。

５．選考

（１）選考方法

環境省において事前審査（書類審査）を行った上で、有識者で構成される脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業評価審査委員会（以下「評価審査委員会」という。）において申請者からヒアリングを行い、採択事業を決定します。

おおよそのスケジュールは以下のとおりです。事前審査（書類審査）に合格した申請者のみ評価審査委員会にご出席頂き、申請内容の発表・質疑応答を受けて頂きます。事前審査（書類審査）の採否については、事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。

・事前審査（書類審査） ：令和４年９月26日（月）～

・事前審査（書類審査）合格連絡 ：令和４年10月上旬（予定）

・評価審査委員会 ：令和４年10月中旬（予定）

（２）選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。詳細は別添をご覧ください。

①化石由来プラスチックを代替する省CO2型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化実証事業

|  |
| --- |
| 審査項目 |
| ① 代替素材の普及可能量  ② 代替素材普及に対する課題の解消度  ③ 代替素材普及に対する確度  ④ 実証技術の波及効果  ⑤ 事業計画・スケジュール  ⑥ エネルギー起源CO2排出削減量等環境負荷の低減  ⑦ 経費の妥当性 |

②プラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省CO2化実証事業

|  |
| --- |
| 審査項目 |
| 1. リサイクルプロセス構築に対する課題の解消度 2. 実現した場合の循環型社会への貢献の見込み 3. 事業終了後の出口戦略 4. 実証技術の波及効果 5. 事業計画・スケジュール 6. エネルギー起源CO2排出削減量等環境負荷の低減 7. 経費の妥当性 |

（３）選考結果

選考結果は、令和４年10月下旬（予定）に電子メールにて連絡します。

なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。また、採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表します。さらに、選考結果によっては、採択金額の調整を行わせていただく可能性があるので、あらかじめご了承ください。

６．応募方法

（１）応募方法

申請書様式に必要事項を記入の上、申請書一式（正本１部、副本３部、事業概要スライド４部、添付資料１部）、申請書一式（申請書、事業概要スライド、添付書類）の電子データが格納されたCD-R１部を同封し、以下の提出先まで郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は持参してください。郵送する場合は、包装の表に「令和４年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業申請書在中」と明記してください。

なお、提出先への電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けません。また、提出された申請書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

　※申請様式に従わない場合、審査要件外とみなす場合があります。

（２）申請書提出先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

担当：山崎、持田、倉石、土金

住所：〒100-8975　東京都千代田区霞が関1-2-2

（３）申請書受付期間

令和４年８月25日（木）～　令和４年９月26日（月）17時（必着）

※事業の採択状況に応じて、追加公募を行う場合があります。

（４）公募に関する質問

任意様式にて、法人名、質問内容、担当者名、連絡先（電話番号、E-mail）を記載の上、件名を「【質問・技術L】脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」として、以下の提出先まで、E-mailにて提出してください。質問への回答は、提出者へE-mailにより行います。

質問提出先

E-mail: [YOURIHOU@env.go.jp](mailto:YOURIHOU@env.go.jp)

質問受付期間

令和４年９月12日（月）17時（必着）

７．注意事項

（１）契約の形態、内容、金額等

申請は、３．の共同事業実施者のうち、全体の取りまとめを行う者として１者が代表して行うこととします。申請者は、事業の実施に当たり、環境省との委託契約の相手方となります。また、事業の共同実施者とは、申請代表者が再委託契約を締結します。なお、複数年度で実施する事業については、年度毎に委託契約、契約金額の確定・精算を行うこととします。

Ａ会社（申請代表者）

Ｂ大学（共同実施者）

（再委託契約）

Ｃ民間研究所（共同実施者）

（再委託契約）

Ｄ会社（共同実施者）

（再委託契約）

（環境省直接契約）

具体的な金額については、委託契約の手続段階で、事業計画を精査の上決定します。また、評価審査委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性、事業実施に伴う効果等に応じて減額される場合もあります。従って、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。また、審査の結果、事業計画の内容等の変更を条件として付す場合があります。

（２）特許権等の取扱い

　　特許権等の技術開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

（３）委託費について

採択後、『環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針』＜http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category\_03.html＞に基づき必要経費を算出し、環境省と委託契約を締結するとともに、各年度の事業終了後、同基本方針に基づいた精算報告、環境省による審査をへて額の確定を行い、委託費の支払いが行われることとなります。

これに関し、委託業務に要する経費について、その他の経費と明確に区分するとともに、環境省担当官の指示に従い、契約額の内訳や精算等の経理に係る証拠種類を整理していただく必要があります。

（４）事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で事業者に発表いただく場合がありますので、ご了承ください。また、環境省担当官の求めに応じて、その後の事業進捗状況等、必要な情報等を提示いただく場合があります。なお、委託契約期間外の報告等に要する費用については、本業務の経費として支出することはできません。あわせて、事業報告書については環境省で公表することになります。

本事業の実施内容については、本事業期間、受託者において発表を行う場合には、公表内容について事前に環境省に必ず確認する必要があります。また、当該技術の開発・実証の内容・成果を一部でも活用する場合には、実施内容・成果の公表・活用・実用化・製品化等に当たっては、環境省への事前の報告を厳守してください。その際には、環境省「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」で実施している又は同環境省事業の成果を活用している等の旨を、必ず一般にとって分かりやすい形でその都度明示する必要があります。他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要があります。

（５）次年度以降の契約

　委託契約は、単年度ごとの契約となります。複数年事業として採択された場合に

も、次年度の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行い

うるものであり、次年度の予算見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容

の変更等が生じた時は、本業務の内容の大幅な変更を行うことや、契約を締結しな

いことがあります。

（６）事業実施年度中の評価・検証

　　事業実施年度中に、CO2削減効果等の環境負荷低減効果及び経済的及び技術的

側面について外部有識者等による評価・検証を予定しています。現時点では、中間

報告、最終報告及び必要に応じた現地確認を予定しています。

（別添）

令和４年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業

評価基準表

1. 化石由来プラスチックの代替素材である再生可能資源への転換及び社会実装化に係る技術実証事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の観点 | 得点配分（係数） |
| ①　代替素材の普及可能量 | ○対象としている化石資源由来プラスチックが、代替を図ろうとしている用途において、どの程度使われているか。  ○上記の内、どの程度を代替素材に置き換える予定か。 | １５（３．７５） |
| ②　代替素材普及に対する課題の解消度 | ○代替素材への移行、普及のボトルネックとなっている課題（化石資源由来プラスチックとのコスト差や代替素材の性能、機能の向上など）が技術実証によって、どの程度解消されるか。 | ２５（６．２５） |
| ③　代替素材普及に対する確度 | ○価格競合性や代替素材製品の市場動向が見通せるなど、実証事業終了後の代替促進の確度がどの程度あるか。 | ２０（５） |
| ④　実証技術の波及効果 | ○技術の実証によって、目的としていた用途以外の代替が進むなど、波及効果が期待されるか。 | １５（３．７５） |
| ⑤　事業計画・スケジュール | ○事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。 | ５（１．２５） |
| ⑥　エネルギー起源CO2排出削減量等環境負荷の低減 | ○社会実装によって実現されるCO2排出量の削減効果、循環資源の循環的な利用の促進効果、エネルギー削減効果、及びその他の環境影響の低減効果がどの程度見込まれるか。  ○上記環境影響低減量に係る評価方法が妥当か。 | １０（２．５） |
| ⑦　経費の妥当性 | ○代替素材の普及に係る事業成果との比較で経費が妥当なものか。 | １０（２．５） |
| 合計 | | １００ |
| ・採点は各項目につき、４点、３点、２点、１点、０点の５段階評価とする。  ・各項目の点数に係数を乗じて得点を算出する。  ・満点は１００点とする。 | | |

1. プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO2化に係る技術実証事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査の観点 | 得点配分（係数） |
| ①　リサイクルプロセス構築に対する課題の解消度 | ○本事業の目的にそった課題を的確に把握しているか。  ○その課題解決策が明確に示されているか。  〇課題解決策（手法）が、効率的効果的であるか。 | １５（３．７５） |
| ②　実現した場合の循環型社会への貢献の見込み | ○リサイクルを通してどのような循環型社会が構築されるか。  〇事業が実現した場合、循環型社会の貢献が的確に示されているか。 | ２５（６．２５） |
| ③　事業終了後の出口戦略 | ○事業終了後、リサイクル品の価格競合性や利用先の市場動向が見通せるなど、実証事業終了後の製品利用の確度がどの程度あるか。 | ２０（５） |
| ④　実証技術の波及効果 | ○技術の実証によって、構築されたプロセスが他方でも進むなど、波及効果が期待されるか。 | １５（３．７５） |
| ⑤　事業計画・スケジュール | ○事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。 | ５（１．２５） |
| ⑥　エネルギー起源CO2排出削減量等環境負荷の低減 | ○リサイクルの実現によって算出されるCO2排出量の削減効果、循環資源の循環的な利用の促進効果、エネルギー削減効果、及びその他の環境影響の低減効果がどの程度見込まれるか。  ○上記環境影響低減量に係る評価方法が妥当か。 | １０（２．５） |
| ⑦　経費の妥当性 | ○当該事業に係る経費算出は、事業成果との比較で妥当なものか。 | １０（２．５） |
| 合計 | | １００ |
| ・採点は各項目につき、４点、３点、２点、１点、０点の５段階評価とする。  ・各項目の点数に係数を乗じて合計点を算出する。  ・満点は１００点とする。 | | |